

松阪市第一調整池マイクロ水力発電事業公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

松阪市は、令和5年2月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明するとともに、「松阪市ゼロカーボンビジョン」を公表し、2050年脱炭素社会の実現を図るため、再生可能エネルギーを有効活用していくこととしている。

そこで、再生可能エネルギーを最大限有効に活用するため、松阪市の水道施設を活用したマイクロ水力発電事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）の選定について、公募型プロポーザル方式により行うこととし、その実施方法等、必要な事項を定める。

2. 事業概要

(1) 事業名

松阪市第一調整池マイクロ水力発電事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業内容

松阪市は、第一調整池内の射和第一配水池から第一調整池に接続する管路において生じる受水圧力と運用圧力との差圧（以下「余剰エネルギー」という。）を事業者を提供し、併せてマイクロ水力発電用設備（以下「発電設備」という。）の設置に伴う用地等の使用を許可する。

事業者は、自己資本により発電設備の設置、維持管理及び事業運営を行い、余剰エネルギーの提供を受けることによる対価及び発電設備の設置に伴う用地等の使用料を松阪市上下水道部に対して支払うものとする。

事業者は、本事業の事業期間終了後においては、自らの負担と責任において発電設備を速やかに撤去し、現地を原状回復すること基本とし、本事業の継続等を希望する場合は、松阪市と協議するものとする。

なお、本事業の詳細は、別紙「松阪市第一調整池マイクロ水力発電事業 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 事業期間

発電開始日から起算して20年間とする。ただし、設計及び設置工事の期間並びに事業終了後の設備撤去期間は含まない。

3. 使用料

(1) 余剰エネルギーの使用料

松阪市が提供する余剰エネルギーの対価については、発電電力量1kWhあたり1円50銭（消費税及び地方消費税を除く。）を下限額とし、事業者の提案によるものとする。

ただし、松阪市は、経済事情の変動等により、使用料が適正でない判断した場合は、事業期間中であっても、使用料を変更することができるものとする。

(2) 行政財産の使用料

発電設備の設置に伴う用地等の使用料については、行政財産の目的外使用に係る使用料に関する規則（平成17年松阪市規則第67号）に基づき、発電設備の設置面積より算出した額とする。

4. 事業者選定の方法

公募型プロポーザル方式により、本事業を受託するに最も適した事業者を選定するものとする。

5. 参加申請

(1) 所管課（申請書等の提出先）

松阪市上下水道部 上下水道総務課（第三分館）
〒515-8515 松阪市殿町 1340 番地 1
電話番号 0598-53-4371
メールアドレス jyouge.sou@city.matsusaka.mie.jp

(2) 事業担当課（松阪市第一調整池を管理し、本事業を担当する課）

松阪市上下水道部 水源管理課
〒515-0205 松阪市豊原町 1455 番地
電話番号 0598-28-2536
メールアドレス suigen.div@city.matsusaka.mie.jp

(3) 本要領等の閲覧期間及び閲覧場所

閲覧期間 令和5年3月29日（水）～4月11日（火）
※土曜日、日曜日を除く午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までの間を除く。
閲覧場所 (1)に同じ。（関係様式等は次の市ホームページからダウンロード可能。）
<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/jyougesuidou/proposal01-202303.html>

(4) 日程

公告日	令和5年3月29日（水）
現地見学会申込書の提出期限	令和5年4月7日（金）午後5時必着
現地見学会の実施日	令和5年4月10日（月）
参加申請書に係る質問受付期限	令和5年4月7日（金）午後5時必着
参加申請書に係る質問回答期限	令和5年4月10日（月）
参加申請書の提出期限	令和5年4月11日（火）午後5時必着
参加資格審査結果通知日	令和5年4月12日（水）
企画提案書類等に係る質問受付期限	令和5年4月13日（木）午後5時必着
企画提案書類等に係る質問回答期限	令和5年4月17日（月）
企画提案書類の提出期限	令和5年4月19日（水）午後5時必着
プレゼンテーション審査実施日	令和5年4月24日（月）
最優秀提案者の決定	令和5年4月下旬（予定）
協定締結日	令和5年5月11日（木）（予定）

6. 参加資格条件

本プロポーザルに参加する者（以下「参加申込者」という。）は、仕様書の趣旨を理解し、本事業に関する実績と能力がある事業者で、参加申請書提出時点において、次の事項をすべて満たすものとする。

- (1) 松阪市契約規則（平成 17 年松阪市規則第 64 号）第 5 条の規定による一般競争有資格者名簿に登録があること。（※登録がない場合は、4 月 7 日（金）午後 5 時までに上下水道総務課へ連絡し、登録手続の指示を受けること。）
- (2) 松阪市建設工事等指名措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立をしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立をしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 法人格を有し、本業務を円滑に遂行できること。
- (7) 平成 30 年度以降、本事業の公告の日までに、上水道施設内の浄水が流れる管路に設置したマイクロ水力発電設備（100kW以下）を自社で設置・運用し、かつ、その運用収益の一部を上水道施設の管理者（水道事業者）に還元した実績を 5 か所以上有すること。

7. 現地見学会の申込

(1) 申込方法

現地見学を希望する者は、電子メールにより現地見学会申込書（様式第 1 号）を提出すること。

(2) 提出期限

令和 5 年 4 月 7 日（金）午後 5 時必着

(3) 提出先

所管課（上下水道総務課）

メールアドレス jyouge.sou@city.matsusaka.mie.jp

(4) 日時

日時 令和 5 年 4 月 10 日（月） ※時間は別途連絡

場所 松阪市第一調整池（松阪市南虹が丘町 29 番地）

(5) 見学に当たっての注意事項

- ・ 1 事業者当たり自動車 1 台、3 人以内とすること。
- ・ 見学に際しては、動きやすい服装とヘルメットを持参すること。

8. 参加資格条件等に関する質問

(1) 質問方法

質問書（様式第 2 号）に必要事項を記入し、電子メールにより提出すること。

(2) 提出期限

令和 5 年 4 月 7 日（金）午後 5 時必着

(3) 提出先

所管課（上下水道総務課）

メールアドレス jyouge.sou@city.matsusaka.mie.jp

9. 参加資格条件等に関する質問への回答

令和5年4月10日（月）までに、質問者に対し、電子メールにより随時回答する。

10. 参加申請書の提出

(1) 提出期限

令和5年4月11日（火）午後5時必着

(2) 提出方法

持参、郵送（簡易書留に限る。）又は宅配便による。なお、郵送又は宅配便の場合は、事前に所管課まで連絡すること。

(3) 提出先

所管課（上下水道総務課）

(4) 提出書類

① 参加申請書（様式第3号）

② 事業者概要（沿革、代表者の履歴等）（任意様式）

③ 事業実績調書（様式第4号）及び協定書等の写し

※ 地方公共団体等と締結した協定書等の写し（上水道施設内の浄水が流れる管路に設置したマイクロ水力発電設備（100kW以下）を自社で設置・運用し、かつ、その運用収益の一部を上水道施設の管理者（水道事業者）に還元した実績を証明できるもの。）

※ 平成30年度以降、本事業の公告の日までの実績に限る。

※ 5以上の実績を必要とすることに留意すること。

④ 納税に関する証明書（発行から3か月以内のもの。）

※ 法人税、消費税及び地方消費税の完納を証明する書類又はその写し

11. 参加資格の審査結果通知

通知日 令和5年4月12日（水）

通知方法 参加資格審査結果通知書（様式第5号）により、電子メールで通知する。

12. 仕様書・企画提案書類作成要領等に関する質問

(1) 質問方法

仕様書、別紙「松阪市第一調整池マイクロ水力発電事業 企画提案書類作成要領」（以下「作成要領」という。）、別紙「松阪市第一調整池マイクロ水力発電事業公募型プロポーザル選定基準」（以下「選定基準」という。）及び本実施要領に関する質問がある者は、電子メールにより質問書（様式第2号）を提出すること。

(2) 提出期限

令和5年4月13日（木）午後5時必着

(3) 提出先

所管課（上下水道総務課）

メールアドレス jyouge.sou@city.matsusaka.mie.jp

13. 仕様書・企画提案書類作成要領等に関する質問への回答

令和5年4月17日（月）にすべての参加申込者（失格者を除く。）へ、電子メールにより回答する。

14. 企画提案書類の提出

(1) 提出期限

令和5年4月19日（水）午後5時必着

(2) 提出方法

持参、郵送（簡易書留に限る。）又は宅配便

(3) 提出先

所管課（上下水道総務課）

(4) 提出書類

- ① 企画提案書類届出書（様式第6号）
- ② 事業実施体制調書（様式第7号）
- ③ 事業計画書（任意様式）
- ④ 収入の分配に関する提案書（様式第8号）

(5) 提出部数

- ・ 正本1部（押印を要する）
- ・ 副本5部（押印不要）
- ・ 電子媒体1部（PDF形式又はMicrosoft Office形式とする）

15. 審査方法

企画提案書類に基づき、プレゼンテーション審査を行う。なお、参加申込者が1者の場合は、これを省略し、書面による審査を行うものとする。この場合、松阪市は参加申込者に対して確認・質問をする場合があるため、参加申込者はこれに応じなければならない。

(1) 審査日

令和5年4月24日（月）

(2) 審査を行う者

松阪市第一調整池マイクロ水力発電事業公募型プロポーザル審査委員会により行う。

(3) 審査の設定時間

プレゼンテーション30分、質疑応答15分とする。

(4) 審査の順番・開催通知

令和5年4月12（水）に、参加資格審査結果通知書（様式第5号）の通知と併せて電子メールにより通知する。

(5) 実施方法等

- ① 当日に使用する資料
 - ・ 提出した企画提案書類のみとし、追加資料や資材の持ち込みはできない。

・企画提案書類は提出時の内容から変更等を加えてはならない。誤記載等がある場合は、当日に口頭で説明すること。

② 説明者の人数

説明者の人数は2名以内とし、審査中は説明者以外の者は会場へ入室できない。

③ 用具類

プロジェクター及びスクリーンは市で用意するが、パソコンは持参すること。

④ 採点基準

選定基準のとおり。

16. 審査結果の通知

通知日 令和5年4月下旬

通知方法 審査結果通知書（様式第9号）により、電子メール及び書面で通知する。

17. 本プロポーザルを辞退する場合

本プロポーザルを辞退する場合は、ただちに辞退届出書（様式第10号）を持参又は郵送（簡易書留に限る。）により所管課（上下水道総務課）へ提出すること。

なお、辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはない。また、郵送する場合は、事前に所管課まで連絡すること。

18. 協定締結日

最優秀提案者と協定書の締結を調印式により執り行い、本事業を広く内外に周知することとしていることから、最優秀提案者はこの主旨を踏まえ、調印式等に協力するものとする。

（協定締結日 令和5年5月11日（木）（予定））